

こつこつ積んで・・・大きな安心 ～この冬のボーナスは組合員貯金へ～

冬のボーナスが気になる季節。

やっぱりボーナスは“貯蓄”と考えておられる方、多いのではないのでしょうか？

そこで皆さん“利率はどこがいいのか”と考えられるでしょう。

そんなときはまず、“組合員貯金”へお預けください。きっと満足していただけると思います。

組合員貯金の特色 組合員貯金の利率・・・年2.0%（半年複利）平成17年11月1日現在

【預け入れ方法】

- ①**定時積立** 生活プランや結婚、マイホーム、教育等皆さんのプランにあわせて毎月500円から積立を計画することができます。そのうえ、給料天引きのため入金の手間が省け、とても便利です。
- ②**随時積立** ボーナスや少し余裕のあるお金など積立額はいくらでもOKです。いつでもお預け入れてできます。

【払い戻し方法】

毎月19日（共済組合必着）までに手続きを行い、その月末に貯金者が給付金等申込口座指定届により登録された預金口座に払戻金を送金します。

【申し込み方法】

各所属所の共済事務担当課にある「組合員貯金申込書」に所定の事項を記入のうえ、所属所を通じて共済組合へ申し込んでください。



入学・修学における 資金繰りをお考えの方へ

入学・修学貸付のご案内

共済組合では、入学貸付・修学貸付を行っていますので、ご案内します。

	入 学 貸 付	修 学 貸 付
貸付事由	組合員またはその被扶養者(扶養者でない子を含む)の入学〔注1〕〈入学金を含む入学時に必要な費用の支払い〉	組合員またはその被扶養者(扶養者でない子を含む)の修学〔注1〕〈授業料を含む修学費用の支払い〉
借受資格	組合員	
提出書類	1. 特別貸付申込書 2. 入学許可書（または合格通知書）の写し （*所属所において「原本照合確認報告書」を添付） *外国の教育機関については、学校の修業年限および修学期間の証明書〔注2〕 3. 入学するための費用の明細 （学校が発行したもの） 4. 借入状況等申告書（金融機関等からの借入状況および毎月の弁済状況を確認できる住宅ローン申込書の写し、融資決定通知書の写し、償還表の写し等を添付するものとする。ただし、本組合の住宅または住宅の敷地に係る貸付を借り受けている者に限る） 5. 印鑑登録証明書 6. 住民票または戸籍抄本等 （続柄が確認できるものに限る。ただし、被扶養者を除く）	1. 特別貸付申込書 2. 在学証明書 ただし、入学年度の1年間分を借り受ける場合は、入学許可書の写しまたは合格通知書の写し（*所属所において「原本照合確認報告書」を添付） *外国の教育機関については、学校の修業年限および修学期間の証明書〔注2〕 3. 借入状況等申告書（金融機関等からの借入状況および毎月の弁済状況を確認できる住宅ローン申込書の写し、融資決定通知書の写し、償還表の写し等を添付するものとする。ただし、本組合の住宅または住宅の敷地に係る貸付を借り受けている者に限る） 4. 印鑑登録証明書 5. 住民票または戸籍抄本等 （続柄が確認できるものに限る。ただし、被扶養者を除く）
貸付金の限度額等	1つの貸付事由ごとに給料の6月分に相当する額で1万円単位（最高限度額200万円）	各学校の修業年限の年数を限度として、当該修業年限の年数に相当する月数1月につき7万円で1万円単位（最高限度額1年間分84万円）〔注3〕
貸付金利率	特例利率 年利 2.26%〔注4〕	（本則の貸付金利率 年利 4.26%）
償還方法および期間	貸付を受けた月の翌月から、貸付額に応じ、規則に定める償還方法により償還	修学中は利息のみ償還し、修学が終了した月の翌月から貸付額に応じ、規則に定める償還方法により償還 *修学中は毎年4月に在学証明書を提出していただきます。
申込締切日	貸付決定日の前日 ※共済組合における受付締切日となります。	
貸付決定日	毎月 1日・15日	
貸付金送金日	1日決定分は同月25日・15日決定分は翌月10日（給付金等振込口座指定届により登録されている個人口座に送金）	

〔注1〕 入学および修学貸付の対象となる学校は、学校教育法に規定する高等学校・大学・高等専門学校・専修学校・各種学校とし、外国の教育機関については、これらに相当するものとします。

〔注2〕 外国の教育機関については、必要に応じて他の関係書類を提出していただくことがあります。

〔注3〕 1学年毎の申し込みとなり、1年間分を借り受ける場合は毎年2月15日から3月末日までの申し込み分とし、修業年限の途中から借り受ける場合は貸付の申し出のあった月の翌月から起算して年度末において残存する月数分（1月につき7万円）とします。

- ・1年間分を申し込む場合：毎年2月15日～3月末日までの申し込み分
- ・修業年限の途中で申し込む場合：申し込みの翌月から年度末までの月数×7万円＝貸付限度額

〔注4〕 貸付金利率につきましては、現在特例として本則の貸付金利率より引き下げられていますが、特例期間が終了した場合は本則の貸付金利率に復されます。